

# 大分県報

令和二年  
号外（二七）  
三月三十一日

（火曜日）

## 目次

規則	一
大分県有財産規則の一部改正	一
大分県職員宿舍規則の一部改正	二
大分県債権管理規則の一部改正	二
大分県予算規則の一部改正	二
訓令 甲	二
大分県部長会議設置規程の一部改正	二
大分県文書管理規程の一部改正	二
職員賠償責任等審議会規程の一部改正	三
大分県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正	三
訓令 甲	三
議会訓令	三
教育委員会訓令甲	三
選挙管理委員会訓令	三
人事委員会訓令	三
監査委員訓令	三
労働委員会訓令	三
企業局訓令	三
病院局訓令	三
大分県個人情報情報の管理に関する規程の一部改正	四
訓令 甲	四
議会訓令	四
教育委員会訓令甲	四
人事委員会訓令	四

労働委員会訓令	五
監査委員訓令	五
警察本部訓令	五
企業局訓令	五
病院局訓令	五
訓令 甲	五
議会訓令	五
教育委員会訓令甲	五
選挙管理委員会訓令	五
人事委員会訓令	五
監査委員訓令	五
警察本部訓令	五
労働委員会訓令	五
企業局訓令	五
病院局訓令	五
電子計算機による事務処理規程の一部改正	六

## ○規則

大分県有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第二十二号  
大分県有財産規則の一部を改正する規則

大分県有財産規則（昭和三十九年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改め、同条第四号中「（昭和三十一年大分県規則第十号）」を削る。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

大分県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十三号  
大分県職員宿舍規則の一部を改正する規則

大分県職員宿舍規則（昭和三十九年大分県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

大分県債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十四号

大分県債権管理規則の一部を改正する規則

大分県債権管理規則（昭和四十年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。  
第二条第四号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。  
第十条第三項中「その旨」を「その理由」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

大分県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十五号

大分県予算規則の一部を改正する規則

大分県予算規則（昭和三十九年大分県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「監査事務局長」を「監査委員事務局長」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第八号

本 庁

大分県部長会議設置規程（昭和四十六年大分県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第二項中「監査事務局長」を「監査委員事務局長」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第九号

本 庁

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表第一中

芸術文化スポーツ振興課  
ラグビーワールドカップ2019推進課  
（芸術ス振）  
（ラ推）

を

芸術文化スポーツ振興課  
（芸術ス振）

に、

人権・同和対策課  
（人同）

を

人権尊重・部落差別解消推進課  
（人尊）

に、

新産業振興室

(新産)

を

新産業振興室  
先端技術挑戦室

(新産)  
(先端)

に、

森林整備室

(森整)

を

森林整備室  
全国育樹祭推進室

(森整)  
(全育)

に改める。

別表第二中

人権・回  
和

人権・回和  
に関する往  
復文書、帳  
簿等の文書

を

人権・部  
落差別解  
消

人権・部  
落差別解消に  
関する往復  
文書、帳簿  
等の文書

に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十号

本 庁  
地 方 機 関  
議 会 事 務 局

令和二年三月三十一日

人事委員会事務局  
監査事務局  
教 育 庁  
警 察 本 部

職員賠償責任等審議会規程（昭和四十六年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第二号中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

第三条第三項第八号を次のように改める。

八 監査委員事務局第一課長

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十一号

知 事 部 局  
議 会 事 務 局  
教 育 庁  
人 事 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
監 査 事 務 局  
警 察 本 部  
企 業 局  
病 院 局

大分県新型コロナウイルス等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表第一中「監査事務局長」を「監査委員事務局長」に、「防災局防災危機管理監」を「防災局長」に改める。

別表第二の企画振興対策部の項第二号中「及びスポーツ施設」を「（大分県立総合文化センター及び大分県立美術館）」に改める。

大分県報号外（訓令甲）

別表第三の企画振興対策部の部の芸術文化スポーツ振興班の項第一号中「文化施設」の下に「（大分県立総合文化センター及び大分県立美術館）」を加え、同号の号名を削り、同項第二号を削り、同部のラグビーワールドカップ2019推進班の項を削り、同表の福祉保健対策部の部の福祉保健企画班の項中第十項を削り、第十一号を第十号とし、同班の次に次のように加える。

保護・監査指 導室 保護施設等のり患調査及び感染拡大防止に関すること。

別表第三の商工観光労働対策部の部の商工観光労働企画班の項中第六項を第七項とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 義援物資及び見舞物資に関すること。

別表第三の商工観光労働対策部の部の工業振興班の項第一号の号名を削り、同項第二号を削り、同表の治安対策部の部の生活安全班の項第二号中「及び地域安全協力隊」を削る。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

- 訓 令 甲
- 議 会 訓 令
- 教育委員会訓令甲
- 選挙管理委員会訓令
- 人事委員会訓令
- 監査委員訓令
- 労働委員会訓令
- 企業局訓令
- 病院局訓令

- 大分県訓令甲第十二号
- 大分県議会訓令第一号
- 大分県教育委員会訓令甲第三号
- 大分県選挙管理委員会訓令第一号
- 大分県人事委員会訓令第一号
- 大分県監査委員訓令第四号

- 大分県労働委員会訓令第一号
- 大分県企業局訓令第三号
- 大分県病院局訓令第二号

大分県個人情報の管理に関する規程

平成二十七年大分県人事委員会訓令第一号

- 大分県訓令甲第二十一号
- 大分県議会訓令第一号
- 大分県教育委員会訓令甲第十号
- 大分県選挙管理委員会訓令第一号
- 大分県監査委員訓令第一号
- 大分県労働委員会訓令第一号
- 大分県企業局訓令第二号
- 大分県病院局訓令第二号

一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県知事	廣瀬 貞
大分県議会議長	麻生 栄
大分県議会議長	廣 会
大分県選挙管理委員会委員長	一 木 俊 廣
大分県人事委員会委員長	石 井 久 子
大分県代表監査委員	首 藤 博 文
大分県労働委員会会長	深 田 茂 人
大分県企業局長	岡 本 天 津 男

第二条第二項第一号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。

第九条第一項中「又は」を「及び必要に応じ」に改める。

第十五条第三号中「持出し」を「持ち出し」に改める。

第三十一条第二項中「定期又は」を「定期及び必要に応じ」に改める。

第三十五条第二項第二号中「持出し」を「持ち出し」に改め、同項第十号中「実地調査」を「実地の監査、調査等」に改める。

第三十七条中「から第三項まで」を「、第二項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第四十六条を次のように改める。

(取扱区域)

第四十六条 保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等ができないよう必要な措置を講じるものとする。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

- 訓令甲
- 議会訓令
- 教育委員会訓令甲
- 人事委員会訓令
- 労働委員会訓令
- 監査委員訓令
- 警察本部訓令
- 企業局訓令
- 病院局訓令

大分県訓令甲第十三号  
大分県議会訓令第二号

令和二年三月三十一日

大分県教育委員会訓令甲第四号

大分県人事委員会訓令第二号

大分県労働委員会訓令第二号

大分県監査委員訓令第五号

大分県警察本部訓令第二十一号

大分県企業局訓令第四号

大分県病院局訓令第三号

大分県男女共同参画推進本部設置規程

の一部を次のように改正する。  
令和二年三月三十一日

- 大分県訓令甲第十八号
- 大分県議会訓令第二号
- 大分県教育委員会訓令甲第十四号
- 大分県人事委員会訓令第三号
- 大分県労働委員会訓令第二号
- 大分県監査委員訓令第三号
- 大分県警察本部訓令甲第十九号
- 大分県企業局訓令第五号
- 大分県病院局訓令第八号

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県議会議長 麻生 栄作

大分県教育委員 井久子

大分県人事委員会委員長 石井 久子

大分県労働委員会会長 深田 茂人

知事 部 局

議会 事務 局

教育 庁

人事委員会 事務局

労働委員会 事務局

監査 事務 局

警察 本部

企業 局

病院 局

大分県報号外 (訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人事委訓令・監査委訓令・労働委訓令・警察本部訓令・企業局訓令・病院局訓令) 五

大分県報号外 (訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人事委訓令・監査委訓令・労働委訓令・警察本部訓令・企業局訓令・病院局訓令)

大分県代表監査委員 首 藤 博文  
 大分県警察本部長 竹 迫 宜哉  
 大分県企業局長 岡 本 天津男  
 大分県病院局長 田 代 英哉

別表第一中「監査事務局長」を「監査委員事務局長」に改める。  
 別表第二中「監査事務局第一課長」を「監査委員事務局第一課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

- 訓 令 甲
- 議 会 訓 令
- 教育委員会訓令甲
- 選挙管理委員会訓令
- 人事委員会訓令
- 監査委員訓令
- 警察本部訓令
- 労働委員会訓令
- 企業局訓令
- 病院局訓令

- 大分県訓令甲第十四号
- 大分県議会訓令第三号
- 大分県教育委員会訓令甲第五号
- 大分県選挙管理委員会訓令第二号
- 大分県人事委員会訓令第二号
- 大分県監査委員訓令第六号
- 大分県警察本部訓令第二十二号
- 大分県労働委員会訓令第三号
- 大分県企業局訓令第五号
- 大分県病院局訓令第四号

知事 部 局

議会事務局  
 教 育 庁  
 選挙管理委員会  
 人事委員会事務局  
 監 査 事 務 局  
 警 察 本 部  
 労働委員会事務局  
 企 業 局  
 病 院 局

電子計算機による事務処理規程

- 大分県訓令甲第十一号
- 大分県議会訓令第二号
- 大分県教育委員会訓令第三号
- 大分県選挙管理委員会訓令第一号
- 昭和四十七年大分県人事委員会訓令第一号
- 大分県監査委員訓令第一号
- 大分県警察訓令第十六号
- 大分県地方労働委員会訓令第一号
- 大分県企業局訓令第七百十号
- 平成十八年 大分県病院局訓令第三号

の一部

を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大 分 県 知 事 廣 瀬 貞 貞  
 大 分 県 議 会 議 長 麻 生 栄 作  
 大 分 県 議 会 教 育 委 員 員 会  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
 大分県人事委員会委員長 石 井 久 子  
 大分県代表監査委員 首 藤 博 文  
 大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉  
 大分県労働委員会会長 深 田 茂 人  
 大分県企業局長 岡 本 天 津 男  
 大分県病院局長 田 代 英 哉

第四条第一項中「監査事務局長」を「監査委員事務局長」に改め、同条第三項中「前項

の」の下に「規定による」を加える。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

大分県報号外

(訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人事委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・労働委訓令・企業局訓令・病院局訓令)